

# 日本抗加齢美容医療学会 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本学会は、日本抗加齢美容医療学会 (Medical Beauty Forum) と称する。

(目的)

第2条 本学会は、美容医療に関心ある者のために、その知識の交換の場を与え、会員相互の知識・技術の向上を目指し、かつ、高い倫理観を堅持し国民の健康に寄与するとともに、会員の相互扶助の理念に基づき、会員の福利厚生を整備と改善を図ることを目的とする。

(事業地域)

第3条 本学会の事業地域は、全国とする。

(事務局の所在地)

第4条 本学会は、主たる事務局を東京都に置く。なお、理事会の議決により、必要な地に従たる事務局を置くことができる。

(事業)

第5条 本学会は、第2条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 美容医療に関する学会、セミナー、講習会の開催
- (2) 美容医療の技術指導、教育
- (3) 国内外の関連機関、学会および諸団体との連絡提携による知識、技術の交換
- (4) 本学会の会員のための共済事業
- (5) その他本学会の目的達成に必要な事業

2. 本学会は、会員であった者が退会または除名された場合であっても、その者の利益の保護に必要な期間、前項の事業の利用を認めることができる。

(規約)

第6条 この会則で定めるもののほか、必要な事項は規約で定める。

## 第2章 会員

(会員の適格)

第7条 本学会の会員としての適格を有する者は、以下の各号の全てを充たす者とする。

- (1) 本学会の目的に賛同する医師、歯科医師、看護師、臨床検査技師等の国家資格を有する者
- (2) 本学会の目的に賛同し本学会の事業に主体的に参加する意思を有する企業等

(入会手続)

第8条 会員として適格を有する者は、以下の手続に従って本学会に入会することにより、本学会の会員となることができる。

- (1) 本学会所定の入会申込書の作成および提出
- (2) 本学会の理事会の承認

(退会)

第9条 会員は、退会日の30日前までに、本学会に対して書面により退会を通知することにより、本学会を退会することができる。

2. 会員が、以下のいずれかに該当する場合には、本学会を退会したものとみなす。

- (1) 会員が第7条の会員適格を欠いた場合
- (2) 会員が禁治産者、もしくは準禁治産者の宣告を受けた場合
- (3) 会員が死亡し、または解散した場合
- (4) 会員が本学会の会費の支払を停止した場合。ただし、速やかに会費の支払を再開した場合はこの限りではない。

(除名)

第10条 本学会は、以下のいずれかに該当する会員を、総代会の議決により除名することができる。

- (1) 本学会の事業を妨げ、または妨げようとした会員
  - (2) 本学会の事業の利用について違反行為をした会員
  - (3) 犯罪その他信用を失う行為をした会員
  - (4) その他本学会の事業を利用させることが不相当と本学会が判断した会員
2. 前項の場合において、本学会は、当該会員の除名を審議する総代会の期日の10日前までに、当該会員に対しその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

### 第3章 会費等

(会費、入会金および事業利用の対価)

第11条 本学会は、本学会の運営資金に充てるために、会員から会費を徴収することができる。

2. 本学会は、理事会の議決により、必要に応じて、会員から入会金およびその他の事業利用の対価を徴収することができる。
3. 前2項の会費、入会金および事業利用の対価の額および徴収方法は、理事会で決定する。

### 第4章 総代会

(総代会)

第12条 本学会は、会員総会に代わる最高の機関として総代会を置く。

2. 総代会は、会員の中から選出された総代でこれを構成する。

(総代の選出方法)

第13条 総代の選出方法は、総代選出規約において定める。

(総代の定数)

第14条 総代の定数は、その選出の時における会員総数の100分の1を下回らない範囲で、総代選出規約に規定する方法により定める。ただし、会員総数が1,000人を超えた場合には、これを10名とする。

2. 総代に欠員が生じた場合であっても、定数の半数を下らない間は、補欠選出を行わないことができる。

(総代の任期)

第15条 総代の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため選出された総代の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 総代の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された総代の任期は、第

1項に規定する任期とする。

4. 総代の任期は、その満了の日がその日の属する事業年度の通常総代会の終了日と異なるときは、前3項の規定にかかわらず、その総代会の終了の日までとする。

#### (総代会の招集)

第16条 総代会は、通常総代会および臨時総代会とする。

2. 通常総代会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に理事長が招集する。この場合、会議の日時、場所および会議の目的たる事項について、理事会の議決を経なければならない。
3. 臨時総代会は、必要あるときは何時でも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。
4. 3分の1以上の総代は、会議の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を理事長に提出することにより、臨時総代会の招集を請求することができる。
5. 前項の場合には、理事長は請求のあった日から1ヵ月以内に臨時総代会を招集しなければならない。

#### (総代会招集の手続)

第17条 総代会の招集は、会日の10日前までに到達するように、各総代に書面（書面に代わるFAX、電子メールその他の電磁的方法を含む。以下同様とする。）で通知しなければならない。

2. 前項の通知には、会議の日時、場所および会議の目的たる事項を記載しなければならない。

#### (会員の提案権)

第18条 10分の1以上の会員は、総代会の会日の2ヵ月前までに理事長に対して書面をもって一定の事項を会議の目的とし、またその提出する議案の要領を招集通知に記載することを請求することができる。

2. 前項の請求を行った会員の代表者は、その請求に係わる総代会を傍聴することができる。

#### (議決権および選挙権)

第19条 総代は、総代1名につき各1票の議決権および選挙権を有する。

#### (書面または代理人による議決権および選挙権の行使)

第20条 総代は、第17条に規定した書面によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面または代理人をもって、議決権および選挙権を行使することができる。

2. やむを得ない理由により、会議の場所に来ることができない総代は、Skype等のビデオ会議、テレビ会議や音声会議のシステムによって総代会に参加し、議決権および選挙権を行使することができる。
3. 前2項の規定により、議決権または選挙権を行使するものは、出席者とみなす。
4. 第1項における代理人は、本学会の総代でなければならない。また、1名の代理人が代理することのできる総代数は5名以内とする。
5. 第1項における代理人に関しては、委任状を総代会の会日までに本学会に対して提出しなければならない。

#### (緊急議案)

第21条 総代会においては、この会則により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって、軽微かつ緊急を要する場合に限り、出席した総代（書面または代理人により議決権および選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得て、第18条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

#### (総代会の議決方法)

第22条 総代会の議決は、この会則に別段の定めのある場合を除き、総代の3分の1以上が出席し、出席総代（議長を除く。）の過半数により決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

（総代会の議長）

第23条 総代会の議長は、理事長とする。

（総代会の議決事項）

第24条 総代会においては、この会則で定めるものおよび以下の事項を審議し、議決または承認する。

- （1）事業計画および収支予算の決定、変更
- （2）事業報告および収支決算の承認
- （3）諸規約の制定および改廃
- （4）本学会の解散、合併または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡
- （5）その他、本学会の運営および事業に関する重要事項

（理事および監事の説明義務）

第25条 理事および監事は、総代会に出席し、総代から求められた事項について説明しなければならない。

（議事録）

第26条 総代会の議事については、議事録を作成し、議長および出席者代表2名が署名捺印したうえ、10年間これを保存しなければならない。

## 第5章 役員、理事会および委員会

（役員）

第27条 本学会には以下の役員を置く。

- （1）理事 15名以内
  - （2）監事 2名以内
2. 前項の役員は、以下のいずれかに該当する者の中から選出する。ただし、理事については、3分の1を超えない範囲で、いずれにも該当しない者を選出することができる。
- （1）個人の会員
  - （2）法人の会員の役員または従業員
3. 理事または監事の退任によりその定数の3分の1以上が欠けた場合には、3ヵ月以内に補充しなければならない。

（役員を選出方法）

第28条 役員は、総代会においてこれを選出する。

2. 役員を選出は、総代の単記式無記名投票により行う。
3. 有効投票の多数を得た者が、就任することに同意したときに役員になるものとする。ただし、得票数が同数の場合には、くじにより決定し、また辞退者がある場合には、次点者を充てる。
4. 第2項の規定にかかわらず、総代会の議決により、役員を選出を指名推薦の方法により行うことができる。
5. 指名推薦の方法により役員を選出を行う場合における候補者の指名は、理事会が行う。
6. 第4項の場合には、理事会が指名した候補者が役員就任を承諾し、総代会において承認を得たときに役員となる。

(役員任期)

第29条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 理事および監事の全員が、任期満了前に退任した場合において新たに選出された役員任期は、第1項に規定する任期とする。
4. 役員任期は、その満了の日がその日の属する事業年度の通常総代会の終了日と異なるときは、前3項の規定にかかわらず、その総代会の終了の日までとする。
5. 理事または監事が任期の満了または辞任によって退任したことにより、その定数の3分の1以上が欠けた場合には、退任した役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての職務を行う。

(役員報酬)

第30条 理事および監事に対する報酬は、それぞれ総代会において定める。

(役員忠実義務)

第31条 理事および監事は、法令、会則および規約の定めならびに総代会の議決を遵守し、本学会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(理事利益相反行為)

第32条 理事が、自己または第三者のために本学会と取引を行う場合には、事前に理事会の承認を経なければならない。

(役員解任)

第33条 役員は、総代の3分の1以上の請求により、任期中でも総代会の議決により解任することができる。

2. 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を本学会に提出して行う。
3. 本学会は、前項の規定による書面の提出があった場合には、総代会の会日の10日前までに、その役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

(理事長および副理事長)

第34条 理事長1名を、理事のうちから、理事の互選により選出する。

2. 理事長は、本学会を代表し、本学会の業務を執行する。
3. 副理事長1名を、理事のうちから、理事の互選により選出することができる。
4. 副理事長は、理事長を補佐して本学会の業務を執行し、理事長に事故があった場合または理事長が欠員となった場合には、その職務を代行する。
5. 理事長および副理事長が共に事故または欠員の場合には、理事会において、理事のうちから理事長の代行者1名を定める。

(理事会)

第35条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会招集権)

第36条 理事会は、以下の場合に理事長が招集する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事の2分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき
- (3) 監事が会議の目的たる事項を記載した書面により開催を請求したとき

2. 前項第（2）号ないし第（3）号の場合、理事長は、請求のあった日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

（理事会の招集手続）

第37条 理事会の招集は、会日の5日前までに到達するように、各理事および各監事に対して通知をしなければならない。

2. 理事および監事の全員の同意がある場合には、前項の手続を経ずに理事会を開くことができる。

（理事会の議決方法）

第38条 理事会の議長は、理事長とする。

2. 理事会の議決は、理事の3分の1以上が出席し、出席理事（議長を除く。）の過半数により決定し、可否同数の場合には議長の決定するところによる。
3. 理事にやむをえない理由がある場合には、あらかじめ通知のあった事項について、書面およびSkype等のビデオ会議、テレビ会議や音声会議のシステムにより理事会の議決に加わることができる。
4. 理事会において、理事と本学会との利益相反する事項について議決する場合には、その理事は理事会の議決に加わることができない。

（理事会の権限）

第39条 理事会は、本学会の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督する。

（理事会の議決事項）

第40条 理事会においては、この会則で定めるものおよび以下の事項を審議し議決、または承認する。

- （1）本学会の財産および業務の執行に関する重要な事項
- （2）総代会の招集および総代会に付議すべき事項
- （3）本学会の財産および業務の執行に関して必要な手続または規則の制定および改廃
- （4）その他、理事会において必要と認めた事項

（議事録）

第41条 理事会の議事については、議事録を作成し、議長および出席者代表2名が署名捺印したうえ、10年間これを保存しなければならない。

（委員会）

第42条 本学会は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

（監事の職務）

第43条 監事は、本学会の業務および財産の状況を監査する。

2. 監事は、事業報告および決算報告を監査し、総代会および理事会に対して、意見を述べなければならない。
3. 監事は、何時でも、理事または職員に対して、業務および財産の状況に関する報告を求め、また会計帳簿などの業務および財産の状況に関する書類の提出を求めることができる。
4. 監事は、その職務を行うため特に必要がある場合には、本学会の業務および財産の状況を直接調査することができる。
5. 監事は、その職務を執行するために必要がある場合には、本学会にその費用を負担せしめて、会計士、税理士、弁護士等の外部専門家を使用することができる。
6. 監査についての規則の制定、改廃は監事が行い、総代会の議決を経なければならない。

(事務局)

第44条 本学会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には事務局長およびその他の職員を置く。
3. 前項の職員は、理事会の議決を経て理事長が任免する。
4. 職員の給与その他労働条件については、理事会の議決でこれを定める。

## 第6章 会計

(事業年度)

第45条 本学会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第46条 本学会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会および総代会の議決を経なければならない。事業計画および収支予算を変更する場合も同様とする。

(事業報告および決算報告)

第47条 本学会の事業報告および以下の決算報告書類は、理事長が作成し、監事の意見を付して、理事会および総代会の承認を経なければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 剰余金処分案または欠損金処理案

(特別積立金)

第48条 本学会は、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2. 前項の積立金は、損失の填補にあてるものとする。

(剰余金の割戻)

第49条 本学会は、総代会の議決により、毎事業年度の剰余金を会員に割戻すことができる。

2. 前項の割戻は、前条の特別積立金、その他本学会の規約または規則により控除を要する金額を控除した残額について行うことができる。

(特別会計)

第50条 本学会において共済事業を運営する場合には、共済事業の会計は特別会計とし、他の事業と区分経理しなければならない。

2. 共済事業の会計については、規約その他本学会の規則において定める。
3. 第49条の規定は、共済事業の会計には適用しないことができる。

(他の経理への資金運用の禁止)

第51条 本学会において共済事業を運営する場合には、共済事業に係わる経理の資金を他の事業に係わる経理で運用し、また共済事業に係わる経理に属する資産を担保に供して他の事業に係わる経理に属する資金を調達してはならない。

2. 前項の規定にかかわらず、共済事業より発生した剰余金について、将来の共済金の支払に支障を来たすおそれがないと認められる場合には、総代会の議決を経て他の事業の経理に繰り入れることができる。

## 第7章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第52条 この会則を変更するには、総代会の議決によらなければならない。この場合、2分の1以上の総代が出席して、出席総代の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(解散)

第53条 本学会の解散は、総代会の議決によらなければならない。この場合、2分の1以上の総代が出席して、出席総代数の4分の3以上の多数による議決を必要とする。

(残余財産の処分)

第54条 本学会が解散（合併または破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散時における本学会の資産から、その負債を完済した後における残余財産をいう。）は、解散の議決があった時の会員に分配する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

## 付 則

1. この会則は、平成28年 月 日より施行する。